

令和 7 年 9 月 25 日

関係者各位

一般社団法人 日本爬虫類両生類協会
代表理事 白輪 剛史

出所不明個体の取り扱い自粛要請について

「ワシントン条約の締約国会議（CITES CoP20）が今年 2025 年 11 月にウズベキスタンで開催されます。

ワシントン条約の附属書は会議を経て改正されているのですが、今般の改正では新たに多くの爬虫類や両生類の改正、新規掲載の検討がなされております。

昨今、日本での流通実態を環境保護団体が実態調査したところ全国各地でのショップ及び即売イベント等に於いて、一部種類の野生由来、繁殖由来表記が正しく記載されず販売されていること、出所不明の個体が販売されていることが判明しました。

一般社団法人 日本爬虫類両生類協会としましては、協会加盟の爬虫類取扱業者に対し、持続可能な野生爬虫類・両生類の利用推進を維持するためにも一部種類について販売・取り扱いの自粛を求めます。

記

出所に疑義のあるコバルトツリーモニター（アオホソオオトカゲ）の取り扱い自粛

コバルトツリーモニター（アオホソオオトカゲ）はインドネシア固有種でインドネシア国内法では繁殖個体のみの輸出が認められており、野生個体の輸出は認められていません。しかし、日本への輸入はほぼ(F)繁殖個体として輸入されているにもかかわらず、一部が(W)野生個体として説明・販売されていることが確認されました。

コバルトツリーモニター（アオホソオオトカゲ）がワシントン条約附属書 I に追加されることが検討されている事を鑑みた場合、必ずしも適切な販売記載内容でないものが散見される事から正しい記載をすると共に、(W)野生個体の販売・取り扱いに関しては禁止を求めるものです。

これらの個体が正しく流通することで、CITES I への掲載が再検討されることも十分にあり得ますので皆様のご協力は不可欠です。

持続可能な国際取引を目指すことで、規制を最小限にした継続した商取引が可能となります。

当該自粛は野生及び出所不明な由来のものを指し、国内 CB 個体、合法性に疑義のない CB 個体は対象としておりません。

また、その他の爬虫類についても、仕入れ・販売時には正確なソース(由来)の確認と表示をしてください。

出所不明の個体が販売されている等、合法性及び持続可能性に疑義のある輸出国由来の(C, F, R 等)繁殖個体の取り扱いには仕入れ時に十分な確認をすると共に取り扱いには細心のご注意を頂けますようお願いいたします。

